

「ハンセン病問題の解決の促進に関する法律」と 大阪府のハンセン病対策の取り組み

「ハンセン病問題の解決の促進に関する法律」が2009年(平成21年)4月1日に施行されました。そこで、広く皆様に「ハンセン病問題」についてご理解いただくために、この法律及び大阪府の取り組みについて概要を述べます。

【ハンセン病問題と法律の意義】

全国15か所のハンセン病療養所等において、2,584名(2009年5月1日現在)の方が生活しています。入所者の高齢化が進み、平均年齢は約80歳で、毎年多くの方が亡くなっています。入所者数が減っていく中で、療養所としての機能が維持できなくなるという事態が危惧されています。

1907年(明治40年)から1996年(平成8年)まで続いた国の隔離政策の中で、ハンセン病患者は隔離され、ハンセン病が治癒したあとも「らい予防法」のもとで、療養所での生活を余儀なくされてきました。平均在園期間が50年以上という入所者にとって、今から療養所の外で暮らすことは考えられないのが現状です。

一方、療養所から出て社会生活をしている退所者は、全国で約1,400名といわれています。関西には約200名の方が暮らしていますが、ハンセン病に対する偏見や差別のために、病歴を家族にも明らかにできずに、医療や介護、近隣との関係など多くの困難を抱えて暮らしています。

本年4月に施行された「ハンセン病問題の解決の促進に関する法律」においては、第1条(趣旨)に、「ハンセン病問題」とは、「隔離政策に起因して生じた問題」であると明記されています。

そして、前文には、

「国の隔離政策に起因してハンセン病の患者等が受けた身体及び財産に係る被害、その他、社会生活全般にわたる被害の回復には、未解決の問題が多く残されている。とりわけ、ハンセン病の患者であった者等が、地域社会から孤立することなく、良好かつ平穏な生活を営むことができるようにするための基盤整備は喫緊の課題であり、適切な対策を講ずることが急がれており、また、ハンセン病の患者であった者等に対する偏見と差別のない社会の実現に向けて、真摯に取り組んでいかなければならない」と、この法律の制定の趣旨・理念・目的などが強調して述べられています。

また、この法律において、ハンセン病の患者であった者等の「福祉の増進、名誉の回復等、現在も存在する問題の解決の促進」に関し、基本理念(※)及び必要な事項を定めるとともに、国及び地方公共団体の責務を明らかにしました。

※この法律の基本理念として、次の3点が挙げられています。

- 隔離政策によって加えられた「被害の回復」
- 入所者の生活環境が地域社会から孤立することなく、安心して豊かな生活を営めるよう配慮すること。
- 全ての人は、ハンセン病患者であった者等に対して、差別すること、その他の権利利益を侵害する行為をしてはいけな

【地方公共団体の責務】

次に、この法律に記載されています、地方公共団体の責務について明記されている主な条項について述べます。

第5条には、

地方公共団体は、基本理念にのっとり、国と協力しつつ、その地域の実情を踏まえ、ハンセン病の患者であった者等の福祉の増進等を図るための施策を策定し、及び実施する責務を有する。と記載されています。

<大阪府の取り組み>

大阪府では、ハンセン病回復者等への知事の謝罪を踏まえて「大

阪府ハンセン病実態調査報告書」を作成しています。(2004年(平成16年)作成一大阪府のホームページに掲載。)この報告書並びに、「第3次大阪府障害者計画(後期計画)」及び「ふれあいおおさか高齢者計画2009」等に基づいて、ハンセン病問題の普及・啓発及びハンセン病回復者の相談支援体制の充実、医療・福祉の増進等を図っていきたいと考えています。

また、大阪府の委託により、社会福祉法人大阪府総合福祉協会のコーディネーターが、入所者や退所者等に対して相談・支援を行っています。そして、入所者の里帰り事業や高校生・看護学生を対象とした「ハンセン病療養所入所者とのふれあい体験交流会」などの交流・啓発事業も実施しています。

第16条には、

国及び地方公共団体は、退所者及び非入所者が、国立ハンセン病療養所等及びそれ以外の医療機関において、安心してハンセン病及びその後遺症その他の関連疾患の治療を受けることができるよう、医療体制の整備に努めるものとする。

と記載されています。

<大阪府の取り組み>

大阪府では、府内の2医療機関の協力を得て、退所者等が安心して医療機関に受診できるよう体制を整備し、今後も拡大・充実を図ります。

第17条には、

国及び地方公共団体は、退所者及び非入所者が日常生活又は社会生活を円滑に営むことができるようにするため、これらの者からの相談に応じ、必要な情報の提供及び助言を行う等必要な処置を講ずるものとする。

と記載されています。

<大阪府の取り組み>

大阪府としましては、ホームページ、リーフレット『ハンセン病を正しく理解するために』、ハンセン病問題講演会(関係団体と共催)及び当事者団体との連携をととして、啓発・情報提供等に取り組んでいます。また、退所者宅への訪問により、相談・助言を行っています。

【法律を生かし、育てましょう!】

この法律の意義は、単なる福祉政策ではなく、隔離政策を策定・実行した法的責任として、国や地方公共団体の「被害回復義務」を定めていることです。また、長年、社会から隔絶されて療養所内での生活を余儀なくされた入所者の方々が、終生、療養所で安心して過ごせるための「人員体制の確保」を明記したことです。さらに、入所者の生活環境が、地域社会から孤立することなく、安心して豊かな生活を営むことができるよう配慮されなければならないと、「地域社会との関係が極めて重要」であることを謳っていることです。

今後、大阪府としましては、府内市町村や関係機関・団体と協力しながら、ハンセン病回復者の方々が偏見や差別を受けることなく、地域や療養所で安心して過ごせるよう、ハンセン病問題の解決に向けた取り組みをすすめていきたいと思っています。府民の皆様も一緒に、ハンセン病回復者の方々が安心して生活できる街づくりをめざしていただきたいと思います。

ぜひ、ご協力いただきますようよろしくお願いします。